

屋外広告業者登録申請チェックシート（法人用）

書面		申請者の区分	法人 更新
1	登録申請書 (様式第13号)	日付・宛先 記入	
		主たる事務所の所在地・名称・代表者氏名・電話番号記入	
		登録の種類（新規・更新）選択	
		登録年月日、登録番号（例：愛媛県B（1）第〇〇号）記入	
		法人の名称、代表者の氏名（ふりがな必須）記入	
		住所記入	
		愛媛県内で営業を行う営業所についてそれぞれ 名称・所在地・電話番号記入	
		業務主任者の氏名・所属営業所名記入 (複数の営業所で営業を行う場合は、 営業所ごとに異なる業務主任者 を選任する必要がある。)	
		役員の氏名・役職名記入	
		法定代理人の住所・氏名記入（代表者が未成年の場合）	
		他都道府県・指定都市・中核市の登録状況記入 (全国の登録を全て記入。多い場合は別紙でOK)	
収入証紙（10,000円）貼付 ※下記注意書き参照			
2	誓約書 (様式第14号)	日付、宛先記入	
		登録申請書と同一の 主たる事務所の名称・代表者の氏名記入	
3	略歴書 (様式第15号)	申請書の 役員全員 の略歴書（監査役は役員に含まない） ※現在所属する会社以前の略歴も記載のこと	
		法定代理人の略歴書（代表者が未成年の場合）	
4	住民票抄本 ※コピー不可 (外国人等で住民票がない場合はこれに代わる書面)	申請書の 役員全員 （※複数名が同一世帯の場合、1通で可）	
		申請書の 業務主任者全員 （※役員と同じ場合は1通で可）	
		法定代理人（代表者が未成年の場合）	
5	登記事項証明書	法人（全部事項証明） ※原本	
6	業務主任者 資格確認書類	有資格を証する書類（講習会修了書、屋外広告士合格証書・登録証などの写し）	
7	（顛末書） 該当する場合のみ	過去に、登録事項に変更があったにもかかわらず、30日以内に届出を怠っていた場合のみ	
未成年者が代表者の場合は、黒塗り部分の書類も必要です→			黒塗り

※ 愛媛県内に営業所がない等の理由で、愛媛県収入証紙を購入できない場合は、下記いずれかの方法にて送付して下さい。

- 【1】登録申請書を送付する際「**1万円分の普通為替証書**」（郵便局で購入可）を同封し送付（郵送事故に備え、**配送記録**や**補償**がある配送方法での送付をお勧めします）
- 【2】登録申請書を送付する際に、**現金1万円**を同封し、**現金書留**をつけて送付（郵便法により、現金を同封する場合は、必ず現金書留をつけなければなりません。）
※現金書留専用封筒でなくても、通常の封筒で、現金書留をつけることが可能です。
書類と同封して発送する場合は、郵便局窓口等でご確認ください。